

五、曹丕の『典論』と政治規範

渡邊 義浩

はじめに

漢魏交替期の社会では、君主権力からの自律性を持ち、西晉で貴族へと変貌する「名士」層が形成される。君主権力は「名士」層とのせめぎあいの中で、三國それぞれの特徴を持つた政権を樹立していく。曹魏の基礎を築いた曹操は、儒教を根底とする「名士」の価値基準を相対化するため、「文学」を宣揚し、建安文学を生み出した。⁽²⁾

こうした社会と文化の中で、後漢を滅ぼし曹魏を建国した曹丕は、「名士」層とその存立基盤である文化に、どのように向き合つたのであるうか。本報告は、曹丕の著作である『典論』の全体像を明らかにして、それが『尚書』の堯典・舜典の如き政治規範たるべき「一家の言」であったことを論ずるものである。

一、文章不朽論と「一家の言」

曹丕の『典論』はこれまで、「文選」に収録される論文篇、なかでも「文章は經國の大業にして不朽の盛事なり」という文言に注目されることが多かった。青木正児は、「これを『文学を卓然独立せしめんと欲する抱負を示した」と評し、魯迅は、近代的な文学觀で見れば、曹丕の時代は「文学の自覺時代」となる、と高く評価した。⁽³⁾これに対し

曹丕の『典論』論文篇の当該部分は、『文選』卷五十二「論『典論』」に、⁽⁴⁾蓋し文章は經國の大業にして、不朽の盛事なり。年寿は時有りて盡き、榮樂は其の身に止る。二者は必至の常期あり、未だ文章の無窮なるに若かず。是を以て古の作者は、身を翰墨に寄せ、意を篇籍に見し、良史の辭を假らず、飛び馳するものの勢いに託せずして、聲名は自ら後に傳はる。故に⁽⁵⁾西伯は幽せられて易を演べ、周旦は顯れて禮を制す。隱約を以て務めずんばあらず、康樂を以て思ひを加ふることをせざ。夫れ然らば則ち古人は尺壁を賤んで、寸陰を重んず。時の過ぎんことを懼るのみ。而るに人多くは強力めず。貧賤なれば則ち飢寒を懼れ、富貴なれば則ち逸樂に流る。遂に目前の務めを營んで、千載の功を遺る。日月は上に逝き、體貌は下に衰へ、忽然として萬物と遷化す。斯れ志士の大いなる痛⁽⁶⁾なり。融ら已に逝きぬ。⁽⁷⁾唯だ幹のみ論を著して、一家の言を成す。

とある。すでに指摘されているように、曹丕は、すべての①文章^(一)を「經國の大業」で「不朽の盛事」と考へてゐるわけではなく、③「一家の言」の不朽を主張してゐる。しかも、注(三)所掲網論文に指摘されるように、①の典拠は、『春秋左氏傳』襄公傳二十四年に、

大上は①德^(二)を立つるに有り。其の次は②功^(三)を立つるに有り。其の

次は③言^(四)を立つるに有り。久しと雖も廢せず。之を不朽と謂ふ。

夫の姓を保ち氏を受けて、以て宗祊を守り、世世祀りを絶たざるが若きは、國として之れ無きは無し。禄の大なる者なり、不朽と

謂ふ可からず。

とある。『典論』論文篇の根底には、『春秋左氏傳』の「立言不朽」説が置かれている。曹丕の『典論』論文篇を經學からの「文学の独立宣言」と位置づけ得ない理由である。弟の曹植^(五)はさらに明確に、『文選』卷四十二書「楊德祖に与ふるの書」の中で、

昔楊子雲は、先朝執戟の臣なるのみ。猶ほ壯夫は爲さざるなりと稱す。吾①德薄^(六)しと雖も、位蕃侯爲り。猶ほ庶幾はくは、力を上國に勑せ、惠みを下民に流し、永世の業を建て、金石の②功^(七)を留めんことを。豈に徒に翰墨を以て勳績と爲し、辭賦もて君子と爲さんや。若し吾が志未だ果たされず、吾が道行はれずんば、則ち將に庶官の實錄を采り、時俗の得失を辯じ、仁義の衷^(八)を定め、③一家の言^(九)を成さんとす。

と述べ、①徳→②功→③「一家の言」

しながら、「一家の言」を成すべきことを目標として掲げ、「翰墨」や「辭賦」に否定的な見解を述べてゐる。儒教の文学に対する優越をここにも見ることができよう。

かかる儒教的「立言不朽」説を根底に置くとともに、曹丕の『典論』論文篇は、岡村繁が、「曹丕の考へ方は、もちろん直接的には司馬遷

に基づくもので、漢以来の伝統的な著作觀を一步も出るものではなかつた」と述べるように、司馬遷の「太史公自序」と「任安に報ずる書」を直接的な典拠とする。ただし、その著作觀は、「二歩も出るものではなかつた」とは言い難い。『漢書』卷六十二司馬遷傳に、

蓋し西伯は拘はれて周易を演べ、仲尼は厄せられて春秋を作り、屈原は放逐せられて乃ち離騷を賦し、左丘は明を失ひて厥れ國語有り、孫子は膑脚せられて兵法脩列し、不韋は蜀に遷されて世に呂覽を傳へ、韓非は秦に囚はれて説難・孤憤あり。詩三百篇は、大氐賢聖發憤の爲作する所なり。……僕竊かに不遜なれども、

近く自ら無能の辭に託し、……一家の言を成さんとす。

と引かれる「任安に報ずる書」と『典論』論文篇とを比較すると、たしかに司馬遷を踏まえてはいるが、そこには自覺的な選択が見られるためである。曹丕が自己の模範として掲げる事例は、②「西伯」と「周旦」、すなわち周の文王の易と周公旦の禮である。後者を司馬遷が掲げていよいよ、曹丕と司馬遷の「一家の言」への意義付けは明確に異なる。司馬遷が自らの境遇を準えながら、苦境の中で「一家の言」が著される、と考えることに対して、曹丕もまた自らの境遇に比して、周の文王と周公旦という君主の文章を、しかも儒教の經典となつた易・禮を不朽と考へてゐるのである。曹丕の「文章不朽論」は、原則として、君主の「一家の言」を対象としており、賦・詩などの「文学」の不朽を主張したものではないのである。

したがつて曹丕が、③徐幹もまた「一家の言」を著したと位置づけることは、きわめて高い評価となる。『文選』卷四十二書「吳質に與ふる書」に、

古今の文人を觀るに、類ね細行を護らず、能く名節を以て自立するもの鮮なし。而るに偉長は獨り文を懷き質を抱き、恬惔に

寡欲、箕山の志有り。彬彬たる君子と謂ふ可き者なり。中論二十餘篇を著し、一家の言を成す。辭義は典雅にして、後に傳ふるに足る。此の子不朽爲り。

とあるように、曹丕に「一家の言」と認定されたものは、「偉長」（徐幹の字）の『中論』である。『中論』はなぜ、易や禮に準えるべき「一家の言」という高い評価を得たのであらうか。

二、徐幹の『中論』と曹操の諸政策

徐幹は、「建安の七子」の一人に数えられるが、その詩は劉楨との贈答詩のほか數篇を残すのみである。それは、徐幹が、『中論』序によれば、

辭人 美麗の文、時に並びて作らるるも、曾ち大義を闡弘して、

道教を敷散し、上は聖人の中を求め、下は流俗の昏を救ふ者無きを見る。故に詩・賦・頌・銘・贊の文を廢て、中論の書二十篇を著はす。

とあるように、詩・賦などを棄てた、という意識を持つことと関わるう。すでに指摘されているように、辭・賦を棄てて『法言』を著した楊雄の影響の下、徐幹は『中論』を著した。楊雄は、『法言』の末尾、孝至篇に、

漢 興りて二百一十載にして、中天 其れ庶きかな。辟廬 以て之を本づけ、校學 以て之を教へ、禮樂 以て之を容り、輿服 以て之を表し、其の井・刑を復し、人役を勉ず。唐いなるかな。^(二) と述べ、前漢に代わって王莽が、新しい治世をもたらすことと称えた。^(三) 所掲串田（九五）論文は、徐幹の『中論』もまた、来るべき新時代、将来を見通す英明の君主に希望を託して著されたとし、その

君主とは文帝曹丕であった、と主張する。たしかに曹丕は、徐幹のみ「一家の言」を著したと、『中論』を高く評価する。『中論』は、いつ何を目的として著されたのであらうか。

徐幹は、曹操に仕えて司空軍謀祭酒掾屬となつた後、曹丕の五官將文學に迎えられた（『三國志』卷二十一 王粲傳附徐幹傳）。やがて病により官を辞し、『中論』を著した後、建安二十三（二二八）年、四十八歳で死去したという（『中論』序）。曹丕が五官中郎將となつたのは、建安十六（二二一）年であるから（『三國志』卷二 文帝紀）、『中論』は、建安十六年以降二十三年までの間にまとめられたことになる。

池田秀三によれば、徐幹の『中論』は、才智の徳行に対する優位を主張し、技芸を君子の業として一定の評価を与える人間觀に特徴を持つ。『中論』智行に、

人の行、孝より大なるは莫く、清より顯るるは莫し。曾參の孝は、有虞も易ふる能はず。原憲の清は、伯夷も聞る能はず。然れども游・夏と列して四行の科に在るを得ず。其の才如かざるを以てなり。仲尼 子貢に問ひて曰く、「汝と回や孰れか愈れる」と。對へて曰く、「賜や何ぞ敢へて回を望まん。回や一を聞きて以て十を知り、賜や一を聞きて以て二を知る」と。子貢の行、顏淵に若かざること遠し。然り而して其の行に服せず、其の一を聞きて十を知るに服せり。此に由りて之を觀れば、盛才は人を服せしむる所以なり。仲尼も亦た顏淵の盛才有るを奇とせしなり。故に曰く、「回や我を助くる者に非ざるなり。吾が言に於て説ばざる所無し」と。顏淵 聖人の情に達す、故に窮難の辭無し。是を以て能く獨り亹亹たるの譽を獲て、七十子の冠と爲る。曾參は質孝と雖も、原憲は體清と雖も、仲尼 未だ甚しくは嘆ぜざるなり。

とある。徐幹は、孔門で最も評価の高い顏淵は、その「盛才」を孔子に尊重されたのであるとし、曾參の「孝」や原憲の「清」は、孔子も甚だしくは評価しなかった、と主張する。^{注(二)}所掲池田論文は、こうした徐幹における「才」の重視は、為政に即して人の本性を見ようとしたため生まれたものであり、「才」という基準により論ぜられるため徐幹の性三品説はその実を失ってしまった、と指摘する。思想的には、その通りであろう。

これを徐幹が『中論』を著した建安十六年以降二十三年までという時期の政治状況に即して考察すると、かかる主張が、建安十五^(二)〇年に初めて出された曹操の唯才主義を踏まえていることが分かる。『三國志』卷一武帝紀に、

(建安)十五年春、令を下して曰く、……若し必ず廉士にして而る後に用ふ可くんば、則ち齊桓は其れ何を以てか世に霸たる。今天下に褐を被り玉を懷きて渭濱に釣る者有ること無きを得るか。又嫂を盜み金を受けて未だ無知に遇はざる者無きを得るか。二・三子、其れ我を佐けて仄陋を明揚せよ。唯だ才是れ擧げよ。吾得て之を用ひん。

とあるように、曹操は、管仲のように廉潔ではない人物でも、陳平のようすに嫂と密通し賄賂を受け取る者であつても、「唯だ才」だけを基準として察舉を行うことを天下に宣言していた。^(二九)かかる唯才主義は、孝廉を典型とする漢代の鄉舉里選が依拠した「孝」や「清」といった儒教的察舉基準の否定である。

ただし、親不孝であつても有能な者を尊重するという曹操の唯才主義は、親孝行で有能な者を親不孝で有能な者よりも貶めることが論理的に不可能である。となれば、従来の儒教的な価値基準を十全に打破することはできない。『中論』智行に続けて、^(二〇)

或ひと曰く、「苟も才智有りて、行善からずんば、則ち取る可きか」と。對へて曰く、「何ぞ子の喩し難きや。水能く火に勝つも、豈に一升の水もて一林の火に灌がんや。柴や愚なるも、何ぞ嘗て自ら井に投ぜしや。……且れ管仲君に背き讐に事へ、奢りて禮を失ひしも、桓公をして諸侯を九合し天下を一匡するの功有らしむ。仲尼之を稱へて曰く、「管仲微かりせば、吾其れ被髮左衽せん」と。召忽節に伏し難に死す。人臣の美義なり。仲尼比へて爲く、匹夫・匹婦の諒を爲すと。是の故に聖人才智の特に能く功を立て事を立て世に益あるを貴ぶ。

とあるように、徐幹は、唯才主義を掲げた曹操の建安十五年令にも名を挙げる管仲の事例を取り上げ、唯才主義を批判する「或ひと」への反論を試みている。その試みが達成されたか否かはしばらく置き、徐幹が曹操の唯才主義という政策を孔子の言葉により正統化し、管仲の事例を掲げて、その理論武装を進めていることは理解できよう。徐幹が『中論』において、「孝」や「清」を差し置いて「才」を重視するのは、曹操の唯才主義を正統化するためでもあつた。

また、徐幹の『中論』における政治論の特徴は、賞罰の重視にある。

『中論』賞罰に、
政の大綱に二有り。二とは何ぞや。賞罰の謂なり。人君賞罰の道に明らかなければ、則ち治難からず。……天の烝民を生ずる、其の性は一なり。肌を刻み體を虧くるは、同に惡む所なり。文を被て藻を垂るるは、同に好む所なり。此の二者は常に存するに、而して民其の身を治めざるは、由有りて然るなり。當に賞すべき者賞せられず、當に罰すべき者罰せられざればなり。
とあるように、徐幹は政治の要諦として、信賞必罰を強く主張する。

^{注(二)}所掲串田^(一九五)論文は、かかる賞罰の重視を性三品説との

関わりのなかで、中才の衆民を道徳的教化の対象とはみなさず、賞と罰とを巧みに施行することによつて教導管理すべき存在とみている、と位置づけている。これに対して、注(二)所掲池田論文は、「中才の徒」を衆民と解することは疑問で、衆民とは差別化された士を指すとみるべき、と串田の理解に異議を唱える。

これを徐幹が『中論』を著した建安十六年以降二十三年までの時期の政局状況に即して考えると、徐幹が「肌を刻み體を虧く」という肉刑を前提として信賞必罰を説いていることが重要となる。建安十八(二一三)年、曹操が、御史中丞の陳羣に「復た肉刑を議^(二二)」するための令を下しているからである。『三國志』卷二十二 陳羣傳に、

令して曰く、「安んぞ理に通ずる君子、古今に達する者を得て、斯の事を平^(ただし)くせしめんや。昔陳鴻臚^(ただ)以爲へらく、死刑に仁恩を加ふる可き者有りとは、正に此れを謂ふなり。御史中丞 能く其の父の論を申べんか」と。

とある。陳羣に父陳紀(陳鴻臚)の肉刑復活の主張を議論させ、中間刑の復活による法体系の整備を目指したのである。かかる法刑の重視は、曹操の政治理念の特徴の一つである。それは、儒教の範囲内で法刑を尊重する「猛」政と呼ぶべきものであつた。^(二三)徐幹の『中論』は、信賞必罰の「猛」政を開拓する中で肉刑を復活する、という曹操の支配政策をも正統化しているのである。

さらに、徐幹の『中論』の特徴的な主張に、私的な名声への批判がある。『中論』譜交^(二四)に、

世の衰ふるや、上に明天子無く、下に賢諸侯無く、君は是非を識らず、臣は黑白を辨ぜず。士を取るに郷黨に由らず、行を考ふるに閥閱に本づかず、助け多き者をば賢才と爲し、助け寡き者をば不肖と爲す。……乃ち其の父兄を離れ、其の邑里を去り、道藝を

修めず、德行を治めず、偶時の説を講じ、比周の黨^(二五)を結び、汲汲皇皇として、日の以て處る無く、更々相歎揚し、迭^(たが)ひに表裏を爲す。……桓靈の世、其の甚しき者なり。公卿・大夫・州牧・郡守より、王事をば恤みず、賓客をば務めと爲し、冠蓋門を填め、儒服道を塞ぐ。

とあるように、徐幹は桓帝・靈帝期における黨錮の禁を人々が名声だけを追い求めた時期と捉え、公卿以下の官僚までもがその風潮に従つたことを批判している。中嶋隆蔵は、欺偽篇に記された、名を求める徒輩の行為を批判する主張は、徐幹が徳行の実践について真偽、人々に対してもその徳行が名実兼備であることを熱望したためである、と主張する。^(二五)

これを政局状況と併せ考えると、「比周」という字句を共にする曹操の令を踏まえていることが分かる。『三國志』卷一 武帝紀^(二六)に、

(建安十年)九月、令して曰く、「阿黨比周^(二七)は、先聖の疾む所なり。冀州の俗を聞くに、父子部を異にし、更々相毀譽す。昔直不疑兄無くも、世人之を盜嫂と謂ひ、第五伯魚^(二八)三たび孤女を娶るも、之を婦の翁を搃つと謂ふ。王鳳擅權するも、谷永之を申伯に比し、王商忠議なるも、張匡之を左道と謂ふ。此れ皆白を以て黒と爲し、天を欺き君を罔する者なり。吾風俗を整齊せんと欲す。四者除かざるは、吾以て羞と爲さん」と。

とあるように、曹操は冀州の「阿黨比周」の風習を撲滅することをすでに宣言していた。徐幹は、君主権とは別に「名士」層が形成していく自律的秩序としての私的な名声を批判する曹操の建安十年の令を受け、名声を追い求める行為を批判しているのである。

以上のように、徐幹の『中論』における特徴的な主張は、曹操の政策を理論化・抽象化したもののが中心であった。曹丕は、その主張が父

曹操の政策を正統化するものであるが故に、徐幹の『中論』を周の文王の易や周公旦の禮と並び得る不朽の価値を持つ「一家の言」と位置づけたのである。

三、『典論』の全体像

曹丕の『典論』は、論文篇が『文選』に収録されるため、論文篇のみから『典論』全体が論ぜられることがある。しかし、『六臣註文選』卷五十二『典論注』^(二)に、

向曰く、「文帝の典論は、二十篇。古者の經典・文事を兼論す。此の篇、文章の體を論ずること有り」と。

と、唐の呂向が注を附すように、本来『典論』は、二十篇より成る「經典・文事を兼論」する著作であった。嚴可均（校輯）『全三國文』は、『群書治要』^(三)『意林』などに残った佚文を蒐輯し、十三の篇名を復原し得たとする。本報告では、文学篇以外の佚文をも検討することにより、『典論』の全体像を解明していく。

『三國志』卷二文帝紀の裴松之注に引用される「自敍」では、曹丕が幼いころから文武両道に秀でていたことが語られる。武では、左右騎射を苟或に褒められたこと、擊劍を得意としたことが述べられ、文では、曹操が詩書文籍を好み、陣中でも書を離さず学問を続けたことに倣つて、自らは五經・四部・史漢・諸子を絵覽し、書・論・詩・賦六十篇を著した、とする。ここに描かれるものは、文武を総合した代表的文化人としての自画像である。かかる自負に基づいて、『典論』篇名および多くの字句が残存する姦讒・内誠・酒誨の三篇には、共通する主張が含まれる。『群書治要』卷四十六『典論』^(四)に、

何進は呉匡・張璋に滅び、袁紹は審配・郭圖に亡び、劉表は蔡瑁・張允に昏ぶ。孔子曰く、「佞人は信するに殆ふし」と。古事は已に載籍に列せらるれば、聊か復た此の數子を論じて、以て後の監誠と爲さん。姦讒を作る。

と残る、姦讒篇の序では、何進と袁紹と劉表が、呉匡・張璋と審配・郭圖と蔡瑁・張允という姦讒の臣下により滅亡したことが述べられる。曹丕は、続く叙述の中で、三者の滅亡理由を、これらの臣下が兄弟の仲を裂いたことに求める。すなわち、何進の弟である何苗に憎まれていた呉匡・張璋は、何苗を何進に讒言して兄弟の仲を裂き、何進が宦官を殺害しようとして起きた混乱の中で、何苗を殺害した。また、袁紹の臣下審配は、袁紹の遺命を矯つて、弟の袁尚を後嗣とした。郭圖は審配と対立していたため、長子の袁譚を推し、相互に戦いつて滅亡した。袁氏もまた、臣下が惹き起こした兄弟の対立により滅んだ、とするのである。

その際、『群書治要』卷四十六『典論』^(二)に、

（袁紹）此の時に當たり、天下に敵無く、霸王に視えること、手を覆すより易し。而るに愚妻を抑遏し、嫡庶を顕別する能はず。私愛を婉戀し、子を寵するに貌を以てす。其の後敗績して師を喪ひ、身は疾を以て死す。邪臣姦を飾し、二子相屠ふる。墳土未だ乾かずして、宗廟は墟と爲る。其の誤れること至れり。とあるように、曹丕は袁紹の妻が嫡庶の別を守らなかつたことを批判している。臣下だけではなく、君主の妻妾が兄弟の対立を助長させる。その典型が劉表政権であった。劉表の臣下である蔡瑁・張允は、表が当初愛していた嫡長子の劉琦を貶め、蔡氏を妻とする劉琮を推して劉表の後継者とし、その結果、滅亡したのである。

これら曹丕が掲げる兄弟の仲違いによる滅亡事例は、いざれも弟と

姦讒の臣が原因となつてゐる。曹丕は、姦讒篇の記述を通じて、自らが弟の曹植と仲違いしたのは、楊脩や丁儀・丁廙という姦讒な臣下なためである。姦讒な臣下に煽られた弟の曹植ではなく、嫡長子の自らが後継者となつたことは正しい、と嫡長子相続の正統性を主張しているのである。

政権の滅亡を招く兄弟の離間は、讒臣だけではなく、君主の妻妾も原因となることを論じた姦讒篇を踏まえ、内誠篇では、妻妾の政治関与そのものを否定すべきことが主張される。『群書治要』卷四十六典論に、

三代の亡は、婦人に由る。故に詩は艶女を刺り、書は哲婦を誠む。斯れ已に著はされて篇籍に在り。近事の此の若き者衆し。或いは布衣・細人に在りては、其の失は以て政を敗り俗を亂すには足らず。二袁に至らば、過まりて聲名を竊み、一世の豪士たり。而るに術は之を以て失ひ、紹は之を以て滅ぶ。斯れ國を有つ者、宜しく慎むべき所なり。是を以て之を録し、庶はぐば以て誠を後に爲さん。内誠を作る。

とあるように、三代以来、国家の滅亡は婦人を原因とすることを最近の事例で実証するため、内誠篇では、「二袁」すなわち袁術と袁紹の事例が論ぜられる。続く叙述の中で、袁術の寵姫が嫉妬で殺され、袁紹の妻が嫉妬で寵妾五人を殺し尽くし、小子の袁尚を愛して、袁氏を滅ぼしたことが語られるのである。

袁紹の滅亡については、酒誨篇にも触れられる。袁紹の子弟が使者の劉松と夜を徹して酒を酌み交わしたことが批判されるのである。それに加えて、酒誨篇は、劉表の子弟を取り上げる。『意林』卷五典論に、荊州牧の劉表、南土を跨有す。子弟は驕貴にして、酒器を以て三爵と名づく。上なる者は伯雅と曰ひ、七勝を受く。中雅は六勝を

受け、季雅は五勝を受く。又大鍼を杖端に設け、醉ふ者有らば輒ち以て之を剝刺し、其の醉醒しらめを驗ぶ。

とあり、劉表の子弟が酒に溺れたことを批判している。

姦讒・内誠・酒誨の諸篇は、何進・袁紹・劉表を批判するという共通の話題を持つ。そこでは、何進が弟何苗との対立により、袁紹・劉表が嫡長子相続を廢することで滅亡した、という事実の検証を踏まえて、嫡長子相続の正しさが主張される。『三國志』卷十賈詡傳に、

是の時、文帝五官將爲るも、而るに臨菑侯の植も才名方に盛んなり。各々黨與有りて、宗を奪ふの議有り。……太祖又嘗て左右を屏除して詡に問ふ。詡嘿然として對へず。太祖曰く、「卿と言ふに答へざるは、何ぞや」と。詡曰く、「屬たまつたま適思ふ所有り、故に即ちに對へざるのみ」と。太祖曰く、「何をか思はん」と。

詡曰く、「袁本初・劉景升の父子を思ふなり」と。太祖 大いに笑ひ、是に於て太子遂に定まる。

とあるように、曹丕・曹植の繼嗣問題について、賈詡が袁紹・劉表の事例を挙げて答えていくように、袁紹・劉表の事例は、曹丕の繼嗣就任を正統化する事例として、曹氏集団に共有されていた。『典論』執筆の第一の目的は、曹植との競争に打ち勝ち、嫡長子である曹丕が即位したことの正統性の表明にあつたのである。

『典論』の執筆目的について、注(元)所掲王論文は、立嗣の利害を述べて曹植を諷刺したものである、とのみ主張しているが、執筆日時はそれに止まるまい。内誠篇で述べられた妻妾の政治干渉の不可は、詔としても発布されているからである。『三國志』卷一文帝紀 黃初三年九月甲午の条に、

詔に曰く、「夫れ婦人の政に與るや、亂の本なり。今より以後、羣臣は事を太后に奏するを得ず、后族の家は輔政の任に當たるを

得ず、又横に茅土の爵を受くるを得ず。此の詔を以て後世に傳へ、若し背違有らば、天下共に之を誅せ」と。あるように、婦人の政治関与だけではなく、外戚が輔政の任に就くこと、および恣に封爵を受けることを詔で禁止している。ちなみに、酒誨篇で批判する飲酒については、父の曹操が禁酒令を發布している（『後漢書』列傳六十孔融傳）。『典論』の主張は、現実の政策と深く関わっているのである。

同様に、『意林』卷五典論に残る篇名が失われた佚文には、^(二七)法なる者は、主の柄なり。吏なる者は、民の命なり。法は簡にして明なるを欲し、吏は公にして平なるを欲す。

とあり、曹丕は法を簡明にすべきことを論じている。^(二八)での主張に基づくように、『三國志』卷二文帝紀注引『魏書』に載せる黃初五年^(二九)（二三四）年の詔では、

今事多くして民少なく、上下相弊ふに文法を以てし、百姓其の手足を措く所無し。昔泰山の哭者、以爲へらく、苛政は猛虎よりも甚しと。吾儒者の風を佩び、聖人の遺教に服す。豈にして目其の辭を覩び、行其の誠に違ふ可き者や。廣く刑を輕くするを議して、以て百姓を惠め。

と述べ、曹丕は、曹操の法刑を重んじる「猛」政から、「刑を輕くし「百姓を惠」む政策へと支配方針を転換している。これは、『典論』で述べられていた法を簡明にすべし、という主張を国家の支配政策として具体化したものと言えよう。

さらに、『三國志』卷二十九華佗傳注引『典論』^(二九)に、穎川の郤儉辟穀を能くし、伏苓を餌す。……初め儉の至るや、伏苓を市ふに、價暴かに數倍す。議郎の安平の李覃、其の辟穀を學び、伏苓を餐し、寒水を飲む。泄利に中たり、殆んど命を隕

すに至らんとす。……劉向は鴻賁の説に惑ひ、君游は子政の言に眩ふ。古今の愚謬、豈に惟だ一人なるや。

とある。曹丕は、引用部分に掲げた郤儉のほか、甘始・左慈の事例を挙げ、方術の士は信用できない、と主張している。弟の曹植の『辨道論』は、さらに明確に、「家王と太子より余の兄弟に及ぶまで咸以て調笑と爲し、之を信ぜず」と述べる。^(四〇)曹操をはじめ、曹丕・曹植は、郤儉や左慈といった方術の士を信用しなかつた。曹丕はそれを『典論』で述べるだけでなく、即位の後、政策化している。『三國志』卷二文帝紀 黃初五年十二月の条^(四一)に、

詔して曰く、「先王禮を制するは、孝を昭らかにし祖に事ふる所以なり。……叔世衰亂し、巫史を崇信して、乃ち宮殿の内、戸牖の間、沃醉せざるは無きに至る。甚だしきかな其の惑へるや。自此、其れ敢へて非祀の祭、巫祝の言を設くるは、皆左道を執るを以て論ず。令典に著はせ」と。

とあるように、曹丕は、「巫史」ら方術の士と関連する祭祀を行ふこと、および巫祝の言に従うことを「左道」として禁止している。

曹丕は、『典論』の大部分を立太子された建安二十二（二一七）年の冬に著し、二十四（二一九）年ごろまで書き加えている。太子の時に著した『典論』を典範とし、即位の後、それに基づく政策を「令」や「詔」として実行していくのである。二で検討したように、曹丕が「一家の言」として高く評価する徐幹の『中論』は、曹操の諸政策を理論化し、抽象化するものであった。『典論』執筆の第二の目的は、政策の典範・淵源を「一家の言」として集大成しておくことについた。『典論』に詔や令と共通する内容を持つ篇が多い理由は、曹丕が『典論』を論拠として政策を展開したことに求められるのである。

四、文化的諸価値の収斂

『典論』執筆の第三の目的は、諸文化の収斂にある。『典論』論文篇が、「呉質に與へる書」とともに、文学評論の先駆であることは、注(二)(三)所掲の先行研究により、すでに論ぜられている。父曹操の「文学」の宣揚を受けて、自らも愛好した「文学」という新たな文化に対する価値基準を、曹丕は『典論』論文篇に示したのである。ただし『典論』は、従来の研究が注目していた「文学」のみを論すべき文化のすべてとは考えていない。三で掲げた方術の士への批判は、曹丕を「真人」と称える五斗米道をはじめとする儒教以外の諸宗教への皇帝としての立場を示したものと言えよう。

したがつて、『典論』には「史論」も含まれる。周の成王と漢の昭帝を論ずる「周成漢昭論」では、成王よりも昭帝が優れるという特徴ある結論が導かれている。その前提にあるものは、曹植の史論である。『太平御覽』卷四百四十七人事部品藻下に、
曹植の成王論に曰く、「周公以へらく、天下初めて定まり、武王既に終かりて、成王尚ほ幼く、未だ南面の事を定むる能はずと。是を以て推くに忠誠を以てし、稱制し假號す。^①二弟流言し、召公之を疑ふ。金縢の匱を發し、然る後に用て寤るも、亦た未だ決せざるなり。……(霍)光をして周公の若く、天子の位を踐み、周公の事を行はしめば、吾恐に、叛する者は徒だ二弟のみに非ず、疑ふ者は徒だ召公のみに非ざるなり。……昭帝固より霍光を疑はざる可く、^②周王は自づから周公を疑ふなり。若し昭帝を以て成王に勝るとせば、霍光當に周公を踰ゆとすべきや」と。

とあるように、曹植は周公旦を疑つた周の成王と霍光を信じた前漢の

昭帝とを比較して、周公旦を疑つた成王の方が優れていると論ずる。それは、周公旦が「稱制し假號」したことに対し、①二人の同母弟の管叔・蔡叔が「流言」して叛亂を起こし、庶弟の召公もまたこれを疑つた。したがつて、②「周王(成王)」が周公旦を疑うのは自然であり、それでも「金縢」の書を開けて周公旦の忠義を悟つたのであるから、成王の方が優れている、とするのである。同母弟に「流言」された周公旦に落ち度があり、それを疑つた成王に罪はない、という論には、曹丕の同母弟という曹植の現実の立場が反映されている。

これを踏まえているであろう曹丕は、『藝文類聚』卷十二帝王部漢昭帝に、

魏の文帝の周成漢昭論に曰く、「或ひと周の成王を漢の昭帝に方べ、僕成を高くして昭を下くす。余以爲へらく、周の成王は、上聖の休氣を體し、賢妣の胎誨を稟く。周・召を保傳と爲し、呂尚を太師と爲す。……周公の聖德を亮らかにせずして、而るに金縢の教言を信ずるは、豈に暗からずや。夫れ孝昭は、父は武王に非ず、母は邑姜に非ず、養ふは惟れ蓋主、相くるは則ち桀・光なり。……年一二七に在りて、早に智あり夙に達し、燕書の詐を發き、霍光の誠を亮らかにするは、豈に將た金縢を啓き、國史を信じ、而る後に乃ち寤ること有らんや」と。

と述べて、昭帝を優れているとする。その論拠は、父・母、保傳・太師という君主を取り巻く環境が、はるかに成王の方が勝っていたにも拘らず、そうした環境の劣悪な昭帝が霍光を信じ続けたことに求められる。ここでは、弟の問題は考慮されない。

これに対して、曹植を後繼者に擁立しようと画策し、曹丕の即位後、誅殺される丁儀は、『藝文類聚』卷十二帝王部漢昭帝に、

魏の丁儀の周成漢昭論に曰く、「……且つ叔父兄子は、相嫌ふ

の處に非ず、異姓君臣は、相信するの地に非ず。……漢昭の周成に優ること甚だ明らかな者なり」と。あるように、同じく「周成漢昭論」を著し、曹丕と同じく昭帝が優れていると結論づけながらも、その理由を周の成王が父の弟の周公旦を疑つたことに求める。曹植の「成王論」と同様、あくまでも弟の目線から、二者の比較を行つてゐるのである。曹丕の『典論』は、こうした史論に対して、自己の正統性と史觀を示す役割も果たしているのである。

このように『典論』は、文学や方術に対する曹丕の価値基準を著すばかりではなく、史学へと繋がる「史論」にも、自らの見識を示すことを通じて、さまざまな文化的価値を君主のもとに一元化しようと試みている。『典論』執筆の第三の目的は、文化的諸価値の君主権力への収斂にある。

かかる目的で行われた文化事業は、『典論』の執筆に止まらない。

曹丕は、黃初元（二二〇）年に即位すると、後漢末につくられた熹平石經を補修し、太學における博士の員数を揃え、弟子の試験を実施している（『三國志』卷十三 王朗傳附王肅傳注引『魏略』^{〔四八〕}）。漢魏禅讓を正統化した儒教の価値を君主権力に一元化したのである。

さらに曹丕は、類書の『嘲矢』となる『皇覽』の編纂を命じている。『三國志』卷二 文帝紀に、

初め、帝文學を好みて、著述を以て務と爲し、自ら勅成する所百篇に垂とす。又諸儒をして經傳を撰集し、類に隨ひ相從はしむること、凡そ千餘篇、號して皇覽と曰ふ。

あるように、曹丕は「千餘篇」に及ぶ大部の類書により、「經傳」を秩序立てようとしている。類書は、その時代の文化的知識の水準を示すものであるとともに、世界の全体像を示すものである。曹丕は、

中国最初の類書である『皇覽』の編纂を通じて、世界觀の一元化を目指していたと考えてよい。

このように、曹丕は、『典論』の執筆の他にも、『皇覽』の編纂などによつて、文化的諸価値の収斂に努めた。それは、三國時代の支配層である「名士」が、文化を存立基盤として皇帝から自律的な場において、名声によって表現される独自な秩序を築いていたことへの対抗であつた。「名士」の自律的秩序が最も明確に現れるものは、「名士」の前身である「黨人」から継承した人物評価である。したがつて、曹丕は、やがて九品中正制度における人事の基準ともなる人物評価を皇帝のもとに収斂する必要があつた。

『典論』執筆の第四の目的はここにある。『意林』卷五 典論^{〔五一〕}に、

桓・靈の際、闇寺は命を上に專にし、布衣は議を下に横にす。祿を干むる者は貨を殲して以て貴を奉じ、名を要むる者は身を傾けて以て勢に事ふ。^{〔一〕}位は私門に成るや、名は横巷に定まるや。是れ由り、^{〔二〕}戸ごとに議を異にし、人ごとに論を殊にす。論に常檢無く、事に定價無し。愛惡を長んにして、朋黨を興すなり。

とあるように、曹丕は、黨錮の禁を惹起した「黨人」の自律的な人物評価を批判していた。二で掲げた曹操による冀州の「阿黨比周」の批判を継承する政策と考えてよい。人事の基準は君主が持つべきであり、①「位は私門に成」り、「名は横巷に定まる」ことは、君主権力を確立するためには避けねばならない事態であった。

それは、漢魏交替期において、陳羣により九品中正制度が策定され、人物評価に基づく郷品によつて官品が定まる官僚登用制度を曹丕が採用したためである。従来の研究においては、「名士」の自律的秩序が、郷品と官品の対応により九品中正制度に反映している、という側面ばかりが強調されてきた。しかし、皇帝権力がこれにいかなる対応を取

つたのか、という問題を検討しなければ、九品中正制度の理解は深まるまい。

先に掲げた曹丕の「周成漢昭論」は、『太平御覽』では人事部品藻に収められている。「史論」であるとともに、人物評価とも見なされているのである。このほかにも『典論』には、人物評価が残されている。断片的であるが、『太平御覽』卷四百九十六 人事部 爭^(五)に、

典論に曰く、「汝南の許劭、族兄の靖と與に、俱に地を江東に避け、呉郡に保んず。論を太守の許貢の座に争ひ、手足相及ぶに至る」と。

文に、

とあるように、曹丕は、許劭・許靖を論じてゐる。郭泰と共に「許・郭」と併称された人物批評の大家を論ずることは、「黨人」を起源とする「名士」の人物評価に曹丕が介入を試みていことを予想させる。^(五)さらにまとまつた叙述もある。『文選』卷五十二 魏文帝 典論論

王粲は辭賦に長ず。徐幹は時に齊の氣有れど、然れども粲の匹なり。粲の初征・登樓・槐の賦・征思、幹の玄猿・漏卮、圓扇橘の賦の如きは、張（衡）・蔡（邕）と雖も過ぎざるなり。然れども他の文に於ては、未だ是に稱ふ能はず。（陳）琳・（阮）瑀の章表書記は、今の雋なり。應場は和やかなも壯ならず。劉楨は壯なれども密ならず。孔融は體氣高妙にして、人に過ぎたる者有り。然れども論を持つする能はず、理は詞に勝たず。以て雜ふるに嘲戯を以てするに至る。其の善しとする所に及びては、楊（雄）・班（固）の儔なり。

とある「建安の七子」への人物評価である。曹丕はここで、「文学」という曹操が宣揚した新たな文化を基準として人物の評価を行つてゐる。②「戸ごとに議を異にし、人ごとに論を殊にする」ことを批判し

ていた曹丕は、『典論』の中にも人物評価を収録しているのである。ただし、「文学」を得ることとする弟の曹植との後継者争いの中で、曹丕は「文学」の宣揚を終焉する。曹丕の文学仲間であつた吳質は、結局「士名」を得ることができなかつた（注（二）所掲渡邊論文）。したがつて、儒教を基準とした新たなる人物評価が必要となるう。

『典論』執筆よりのち、九品中正を官僚登用制度として採用すると、曹丕はさらに積極的に人物評価の収斂を試みた。そのための著作が『士品』である。つとに散佚した『士品』は『隋書』卷三十三 經籍志二 史 雜傳には、撰者未詳の「海内士品一卷」として著録され、同じく『隋書』卷三十四 經籍志三 子名家には、「士操一卷。魏文帝撰」として著録される。『士操』という書名では、曹操の諱を犯すため、『士品』という書名が正^(五)。その内容は、ほぼ残つていないが、『太平御覽』卷七百十七 服用部十九 鏡に、

海内士品に曰く、「徐孺子嘗て江夏の黄公に事ふ。公死し往きて塋家に會す。貧にして以て自ら資を致すこと無し。鏡具を磨き自ら隨ひ、賃磨して資を取り、然る後に前むを得、既に至り祭りて退る」と。

とある、現仕、唯一残存する『士品』の佚文は、徐孺子（徐稚）を扱つたものである。徐稚は、郭泰の人物評価により、その名声が高まつた者で、「黨人」の流れを汲む「名士」の人物評価において、きわめて重要な人物であった。曹丕は、「位は私門に成^(五)り、「名は横巷に定まる」ような状況に對して、九品中正制度の創建、およびそこでの人事の基準と成り得る人物評価の著作『士品』を公開することによつて、「名士」の自律的秩序を皇帝権力の価値基準に収斂することを目指したのである。

以上のように、『典論』は、文化を存立基盤とする「名士」に対抗

して君主権力を確立するため、文化的諸価値を一元化しようとする曹丕の見識を示す典範であった。このため、曹丕は、国内に『典論』を公開するだけではなく、臣従してきた孫權にも、これを贈った。『三國志』卷二 文帝紀注に、

胡沖の呉曆に曰く、「帝素書を以て著はす所の典論及び詩賦を孫權に餉り、又紙を以て一通を寫し張昭に與ふ」と。あるように、曹丕の『典論』は、孫權や張昭にも誇るべき、曹丕の「一家の言」の著作なのである。

かつて曹植は、『藝文類聚』卷十三 帝王部に引く武帝詠^(六〇)に、

既に庶政を總べ、儒林を兼覽す。躬ら雅・頌を著し、之を瑟琴に被らしむ。

と述べて、父曹操の詩を『詩經』の「雅・頌」になぞらえた。曹操の支配の正統性が、詩に表現されていためである。同じように、曹丕の子である明帝は、『三國志』卷三 明帝紀^(六一)に、

（太和四年春二月）戊子、太傅・三公に詔して、文帝の典論を以て石に刻み、廟門の外に立つ。

とあるように、曹丕の『典論』を石に刻んで廟門の外、あるいは太學に立てた。太學にはすでに曹丕により補修された熹平石經が立ち、次帝曹芳の正始年間（二四〇～二四九年）には三體石經が立てられる。曹丕の『典論』は、これら儒教經典に準えて立てられたのである。

曹蘭は、『藝文類聚』卷十六 儲宮部に残る「太子を贊述する表」に、^(六二) 竊かに見るに、作る所の典論及び諸々の賦頌、逸句 爛然とし、沈思 泉涌し、華藻 雲のごとく浮び、之を聽かば味を忘る。と『典論』や賦頌を称え、『藝文類聚』卷十六 儲宮部に残る「太子を贊述する賦」^(六三) に、

典憲の高論を著し、敍懽の麗詩を作り、文章の常檢を越へ、不學

の妙辭を揚ぐ。

と述べ、『典論』を「典憲の高論」と位置づけた。曹丕の『典論』は、文化を皇帝に収斂するための典憲の書なのであった。君主権力にすべての文化を収斂し、文化の専有によって、文化を存立基盤とする「名士」に対抗しようとした曹丕の當みは、梁の武帝・唐の太宗などの対貴族政策の先駆となるのである。

おわりに

曹丕の『典論』論文篇の「文章は經國の大業にして不朽の盛事なり」という文言は、文学の不朽を説いた中国文学の独立宣言などではない。それは、「一家の言」の不朽を述べるものであり、『春秋左氏傳』襄公傳二十四年の「立言不朽」説を繼承するものであった。

曹丕が「一家の言」と評価する徐幹の『中論』は、私的な名声を批判し、唯才主義を肯定するなど曹操の諸政策を正統化する主張を特徴とした。

曹丕の『典論』もまた、『中論』と同様、「一家の言」として自らの政治姿勢を著したものであった。曹操が建安文学を宣揚する中で、自ら作詩した樂府により表現した政治的な志を、論として表現したのである。『典論』は、第一に嫡長子である自らの即位を正統化し、第二に政策の典範・淵源をまとめ、第三に諸文化を収斂し、第四に人物評価を一元化することを目的に著された。『典論』は、文化を存立基盤とする「名士」に対抗して君主権力を確立するため、文化的諸価値を一元化しようとする曹丕の見識を示す典範であった。

「經國の大業、不朽の盛事」とされた「文章」とは、父曹操と曹丕の「政治を正統化し、理論化した「一家の言」である『中論』と『典論』」

であった。それを「不朽」に残すため、明帝曹叡は『典論』を石に刻んだのである。

※注※

(一) 渡邊義浩『三國政権の構造と「名士』』(汲古書院、二〇〇四年)。

(二) 青木正児『支那文学思想史』(岩波書店、一九四三年)、『青木正児全集』第一卷、春秋社、一九六九年に所収)。魯迅『魏晉風度及文章与藥及酒之關係』(『現代青年』一七三九一七八、一九二七年、松井博光(他訳)『魯迅全集』⁵而已集、學習研究社、一九八五年に翻訳が所収)。このほか、鈴木虎雄『支那詩論史』(弘文堂書房、一九二七年)は、曹丕が「文學の無窮の生命」を認めたりして、魏を「支那文學上の自覺期」と位置づけている。

(三) 岡村繁「曹丕の『典論論文』について」『支那学研究』一四・一五、一九六〇年)。岡村論文以前に、網裕次「文体の変遷——南朝時代を中心として」『お茶の水女子大学人文科学紀要』一、一九五一年、『中国中世文学研究』新樹社、一九六〇年に所収)は、文章という言葉が「とくに一家言的なものについて言つたものか」と指摘している。

(四) 古川未喜「建安・三国文学思想の新動向」『日本中国学会報』四〇、一九八八年、『初唐の文学思想と韻律論』知泉書館、二〇〇三年に所収)。また、孫明君『三曹与中国詩史』(商鼎文化出版社、一九九六年)も、『典論』論文は、いまだ儒教の価値観を突破して、文の自觉や人の覚醒を表現できていはない、としている。

(五) 盖文章經國之大業、不朽之盛事。年壽有時而盡、榮樂止乎其身。二者必至之常期、未若文章之無窮。是以古之作者、寄身於翰墨、見意於篇籍、不假良史之辭、不託飛馳之勢、而聲名自傳於後。故西伯幽而演易、周旦顯而制禮。不以約而弗務、不以康樂而加思。夫然則古人賤尺璧而重寸陰、懼乎時之過已。而人多不強力、貧賤則僵於飢寒、富貴則流於逸樂、遂營目前之務、而遺千載之功。

日月逝於上、體貌衰於下、忽然與萬物遷化。斯亦志士之大痛也。融等已逝、唯幹著論成一家言(『文選』卷五十一論二)。

(六) 当該時期における「文章」が「文学」という言葉よりも現在の文学という言葉に近いものの、「文章」という言葉の中には、礼教が含まれることについては、興膳宏「文学」と「文章」(『佐藤匡玄博士頌寿記念東洋学論集』朋友書店、一九八〇年)を参照。

(七) 大上有立德。其次有立功。其次有立言。雖久不廢。此之謂不朽。若夫保姓受氏、以守宗祊、世不絕祀、無國無之。祿之大者也。不可謂不朽(『春秋左氏傳』襄公傳二十四年)。

(八)

昔楊子雲、先朝執戟之臣耳。猶稱壯夫不爲也。吾雖德薄、位爲蕃侯。猶庶幾、勤力上國、流惠下民、建永世之業、留金石之功。豈徒以翰墨爲勳績、辭賦爲君子哉。若吾志未果、吾道不行、則將采庶官之實錄、辯時俗之得失、定仁義之衷、

(九) 注(三)所掲岡村論文。なお、岡村が注記するように、注(三)所掲網論文

に、すでに指摘がある。

(一〇) 盖西伯拘而演周易、仲尼厄而作春秋、屈原放逐乃賦離騷、左丘失明厥有國語、孫子躉脚兵法脩列、不韋遷蜀世傳呂覽、韓非囚秦說難・孤憤。詩三百篇、大氐賢聖發憤之所爲作也。……僕竊不遜、近自託於無能之辭、……成一家之言(『漢書』卷六十二司馬遷傳)。

(一一) 觀古今文人、類不謙細行、鮮能以名節自立。而偉長獨懷文抱負、恬惔寡欲、有箕山之志。可謂彬彬君子矣。著中論二十餘篇、成一家之言。辭義典雅、足傳于後。此子爲不朽矣(『文選』卷四十二書)。

(一二) 見辭人美麗之文、並時而作、曾無闊弘大義、敷散道教、上求聖人之中、下救流俗之昏者。故廢詩賦頌銘贊之文、著中論之書二十篇(『中論』序)。『中論』は、池田秀三「徐幹『中論』訳注」(京都大学文学部研究紀要)一三三九一五、一九八四(八六年)を底本とした。また、邦訳に、多田猶介「徐幹『中論』訳注」(『日本女子大学紀要』三一九八一九八一八二年)があり、徐湘霖(校注)『中論校注』(巴蜀書社、二〇〇〇年)も参照した。なお、李文献『徐幹思

想研究』(文津出版社、一九九二年)は、徐幹の思想を網羅的に解説している。

(三) 串田久治「徐幹の政論——賢人登用と賞罰」『愛媛大学法文学部論集』文学科編一八、一九八五年。ちなみに串田は、『中論』序の作者を任嘏と比定している。なお、串田久治「幸福論の展開——徐幹の場合」『愛媛大学法文学部論集』文学科編一九、一九八六年)も参照。

(四) 漢興二百一十載、而中天其庶矣乎。辟廡以本之、校學以教之、禮樂以容之、輿服以表之、復其井・刑・勉人役。唐矣夫『法言』孝至篇。田中麻紗巳『法言——もう一つの論語』(講談社、一九八八年)の邦訳・解題を参照した。

(五) 岡村繁「揚雄の文学・儒学とその立場」『中国文学論集』四、一九七四年)。

(六) 池田秀三「徐幹の人間觀」『哲学研究』五七一、二〇〇一年)。

(七) 人之行、莫大於孝、莫顯於清。曾參之孝、有虞不能易。原憲之清、伯夷不能

間。然不得與游・夏列在四行之科。以其才不如也。仲尼問子貢曰、汝與回也孰

愈。對曰、賜也何敢望回。回也聞一以知十、賜也聞一以知二。子貢之行、不若

顏淵遠矣。然而不服其行、服其聞一知十。由此觀之、盛才所以服人也。仲尼亦

奇顏淵之有盛才也。故曰、回也非助我者也。於吾言無所不說。顏淵達於聖人之

情、故無窮難之辭。是以能獨獲譽譽之譽、爲七十子之冠。曾參雖質孝、原憲雖

體清、仲尼未甚嘆也。(『中論』智行)。

(八) 十五年春、下令曰、……若以廉士而後可用、則齊桓其何以霸世。今天下得無

有被褐懷玉而釣于渭濱者乎。又得無盜嫂受金而未遇無知者乎。二・三子、其佐

我明揚仄陋。唯才是舉。吾得而用之。(『三國志』卷一 武帝紀)。

(九) 曹操の「唯才主義」をめぐる議論については、渡邊義浩「三國時代における

『文学』の政治的宣揚——六朝貴族制形成史の視点から」(『東洋史研究』五四

一三、一九九五年)、『三國政權の構造と「名士」』(前掲に所収)を参照。

(十) 或曰、苟有才智、而行不善、則可取乎。對曰、何子之難喻也。水能勝火、豈

一升之水灌一林之火哉。柴也愚、何嘗自投於井。……且管仲背君事讐、奢而失

禮、使桓公有九合諸侯一匡天下之功。仲尼稱之曰、微管仲、吾其被髮左衽矣。

召忽伏節死難。人臣之美義也。仲尼比爲、匹夫・匹婦之爲諒矣。是故聖人貴才

智之特能立功立事益於世矣。(『中論』智行)。

曹丕の『典論』と政治規範

(三) 政之大綱有二。二者何也。賞罰之謂也。人君明乎賞罰之道、則治不難矣。……天生烝民、其性一也。刻肌虧體、所同惡也。被文垂藻、所同好也。此二者常存、而民不治其身、有由然也。當賞者不賞、當罰者不罰。(『中論』賞罰)。

(三) 令曰、安得通理君子、達於古今者、使平斯事乎。昔陳鴻臚以爲、死刑有可加存者、正謂此也。御史中丞能申其父之論乎。(『三國志』卷二十二 陳羣傳)。

(三) 曹操の「猛」政については、渡邊義浩『寛』治から『猛』政へ(『東方学』一〇二、二〇〇一年)、『三國政權の構造と「名士」』(前掲に所収)を参照。

(四) 世之衰矣、上無明天子、下無賢諸侯、君不識是非、臣不辨黑白。取士不由於鄉黨、考行不本於閥閱、多助者爲賢才、寡助者爲不肖。……乃離其父兄、去其邑里、不修道藝、不治德行、講偶時之說、結比周之黨、汲汲皇皇、無日以處、更相勸揚、迭爲表裏。……桓靈之世、其甚者也。自公卿・大夫・州牧・郡守、王事不恤、賓客爲務、冠蓋填門、儒服塞道。(『中論』譏交)。

(五) 中嶋隆藏「漢末魏初における道徳論——徐幹と王弼の所論をめぐって」(『栗原圭介博士榮寿記念 東洋学論集』汲古書院、一九九五年)。

(六) 九月、令曰、阿黨比周、先聖所疾也。聞冀州俗、父子異部、更相毀譽。昔不疑無兄、世人謂之盜嫂、第五伯魚三娶孤女、謂之過婦翁。王鳳擅權、谷永比之申伯、王商忠議、張匡謂之左道。此皆以目爲黑、欺天罔君者也。吾欲整齊風俗。四者不除、吾以爲羞。(『三國志』卷一 武帝紀)。

(七) 「名士」層が君主とは別の場において、自律的な名声を有する階層であったことは、渡邊義浩「所有と文化——中國貴族制研究への一観角」(『中国――社会と文化』一八、二〇〇三年)、『三國政權の構造と「名士」』(前掲に所収)を参照。

(八) 向曰、文帝典論、二十篇。兼論古者經典・文事。有此篇論文章之體也。(『六臣註文選』卷五十二 典論注)。

(九) これに對して、王夢鷗「從典論殘篇看曹丕嗣位之爭」(『中央研究院歷史語言研究所集刊』五一―、一九九〇年)は、確實に『典論』の篇名と言えるもの

は、「姦讒」「內誠」「酒誨」「論文」「自敍」の五篇だけである、としている。

(十) 何進滅於吳匡・張璋、袁紹亡於審配・郭圖、劉表昏於蔡瑁・張允。孔子曰、佞人殆信矣。古事已列於載籍、聊復論此數子、以爲後之監誠。作姦讒(『群書

治要》卷四十六『典論』。なお、孔子の言葉は、『論語』衛靈公篇の「佞人殆信矣」に基づく。

(三) (袁紹) 當此之時、無敵於天下、視霸王、易於覆手。而不能抑遏愚妻、顯別嫡庶。婉戀私愛、寵子以貌。其後敗績喪師、身以疾死。邪臣飾姦、二子相屠。

墳土未乾、而宗廟爲墟。其誤至矣。(『群書治要』卷四十六『典論』)。

(三) 三代之亡、由乎婦人。故詩刺艷女、書誠哲婦。斯已著在篇籍矣。近事之若此者衆。或在布衣細人、其失不足以敗政亂俗。至於(袁)過竊聲名一世豪士。

而術以之失、紹以之滅。斯有國者、所宜慎也。是以錄之、庶以爲誠于後。作內

誠(『群書治要』卷四十六『典論』)。なお、「艷女」は『詩經』小雅十月之交を

典拠として「褒姒」を指し、「哲婦」は『尚書』周書牧誓を典拠として「妲己」

を指す。

(三) 荊州牧劉表、跨有南土。子弟驕貴、以酒器名三爵。上者曰伯雅、受七勝。中

雅受六勝、季雅受五勝。又設大鍼于杖端、有醉者輒以劍刺之、驗其醉醒。(『意

林』卷五『典論』)。嚴可均(校輯)『全三國文』は、「勝」を「升」につくる。な

お、注(三)所掲王論文は、飲酒の批判は、酒に酔つた揚脩が曹植と司馬門を開けたことへの批判であるとする。

(四) 是時、文帝爲五官將、而臨菑侯植才名方盛。各有黨與、有奪宗之議。……太

祖又嘗屏除左右問詡。詡嘿然不對。太祖曰、與卿言而不答、何也。詡曰、屬適

有所思、故不即對耳。太祖曰、何思。詡曰、思袁本初・劉景升父子也。太祖大

笑、於是太子遂定。(『三國志』卷十『賈詡傳』)。

(五) 『意林』卷五『典論』には、「太子篇序云、余蒙降寵、忝當上嗣。憂惶踴躍、上

疏自陳。欲繁辭博稱、則父子之間不文也。欲畧言直說、則喜懼之心不達也。里

語曰、汝無自譽、觀汝作家書。言其難也」とあり、曹丕が太子となつた喜びを語つてゐる。また、川合康三『中国の自伝文学』(創文社、一九九六年)は、

自慢に満ちた『典論』自敍は、必ずしも自明のことではなかつた曹操の後継者に自分こそふさわしい器であることを見せ付けようとしているかにさえ見え
る、と指摘している。

(三) 詔曰、夫婦人與政、亂之本也。自今以後、羣臣不得奏事太后、后族之家不得

當輔政之任、又不得橫受茅土之爵。以此詔傳後世、若有背違、天下共誅之。(『三國志』卷一『文帝紀』)。

(三) 法者、主之柄。吏者、民之命。法欲簡而明、吏欲公而平。(『意林』卷五『典論』)。

(三) 今事多而民少、上下相弊以文法、百姓無所措其手足。昔泰山之哭者、以爲苛政甚於猛虎。吾佩儒者之風、服聖人之遺教。豈可以目覩其辭、行違其誠者哉。

廣議輕刑、以惠百姓。(『三國志』卷一『文帝紀』注引『魏書』)。

(三) 領川郤儉能辟穀、餌伏苓。……初儉之至、市伏苓、價暴數倍。議郎安平李覃、學其辟穀、餐伏苓、飲寒水。中泄利、殆至隕命。……劉向惑於鴻寶之說、君游眩於子政之言。古今愚謬、豈惟一人哉。(『三國志』卷二十九『華佗傳』注引『典論』)。

(四) 自家王與太子及余兄弟咸以爲調笑、不信之矣。(『三國志』卷二十九『華佗傳』注引『辨道論』)。

(四) 詔曰、先王制禮、所以昭孝事祖。……叔世衰亂、崇信巫史、至乃宮殿之内、戶牖之間、無不沃醉。甚矣其惑也。自今、其敢設非祀之祭、巫祝之言、皆以執左道論。著于令典。(『三國志』卷一『文帝紀』)。

(四) 張可礼(編著)『三曹年譜』(齊魯書社、一九八三年)、成瀬哲生『曹丕年譜ノート』(北海道大学文学部紀要)五一、一九八二年)、注(五)所掲王論文も、ほぼ同様の見解を取る。

(四) 曹操の「文學」宣揚については、注(二)所掲渡邊論文を参照。

(四) 五斗米道が曹丕を「真人」と称することについては、吉川忠夫「真人と革命」(『東洋史研究』一七一五、一九七八年)、『六朝精神史研究』同朋舎出版、一九八四年に所収)を参照。

(五) 曹植成王論曰、周公以、天下初定、武王既終、而成王尚幼、未能定南面之事。是以推以忠誠、稱制假號。(一)弟流言、召公疑之。發金縢之匱、然後用寤、亦未決也。……使(霍)光若周公、踐天子之位、行周公之事、吾恐、叛者非徒二弟、疑者非徒召公也。……昭帝固可不疑霍光、(二)周王自疑周公也。若以昭帝勝成王、霍光當踰周公耶。(『太平御覽』卷四百四十七人事部品藻下)。この議論は、周公旦が管叔・蔡叔を誅殺したことが母丘儼の「表」に引用され、高貴郷公の下問へと繋がり、嵇康が「管蔡論」を著すこととなる。嵇康の「管蔡論」

については、大上正美「管蔡論の方法——嵇康と情況」(『青山学院大学文学部紀要』四〇、一九九九年、『阮籍・嵇康の文学』創文社、二〇〇〇年に所収)

を参照。

(四六) 魏文帝周成漢昭論曰、或方周成王於漢昭帝、僉高成而下昭。余以爲、周成王、體上聖之休氣、稟賢妣之胎誦。周・召爲保傅、呂尚爲太師。……不亮周公之聖德、而信金縢之教言、豈不暗哉。夫孝昭、父非武王、母非邑姜、養惟蓋主、相則桀、光。……年在二七、早智夙達、發無書之詐、亮霍光之誠、豈將有啓發金縢、信國史、而後乃寤哉。(『藝文類聚』卷十二帝王部漢昭帝)。なお、「太平御覽」卷四百四十七人事部品藻下には、「魏文帝典論曰」としてこれの節略を引く。

(四七) 魏丁儀周成漢昭論曰、……且叔父兄子、非相嫌之處、異姓君臣、非相信之地。

(四八) 漢昭之優周成甚明者也。(『藝文類聚』卷十二帝王部漢昭帝)。

(四九) 漢魏禪讓を儒教が正統化した具体的な方法については、渡邊義浩「後漢における『儒教國家』の形成」(汲古書院、二〇〇九年)を参照。

(五〇) 鈴木啓造「類書考——『皇覽』について」(『中国古代史研究』六、研文出版、一九八九年)、木島史雄「類書の発生——『皇覽』の性格をめぐつて」(『汲古』二六、一九九四年)は、「『皇覽』を類書ではないと主張するが、津田資久「漢魏交替期における『皇覽』の編纂」(『東方学』一〇八、二〇〇四年)が批判す

るとおり、「『皇覽』は類書の嚆矢と考えてよい。ただし、津田の『皇覽』には、曹操以来、曹魏政権が新国家の理念として掲げた(鄭玄の)『周禮』国家への

指向が反映している、という主張は誤りである。曹魏が鄭玄説を採用すること

が、明帝期以降であることについては、古橋紀宏「後漢・魏・晉時代における堯舜禅讓に関する経書解釈について」(『後漢經學研究会論集』一、二〇〇五年)、

それへの対抗から王肅の經説が形成されることについては、渡邊義浩「王肅の祭天思想」(『中国文化』六八、一〇〇八年)を参照。

(五一) 初、帝好文學、以著述爲務、自所勤成垂百篇。又使諸儒撰集經傳、隨類相從、凡千餘篇、號曰皇覽。(『三國志』卷一文帝紀)。

(五二) 勝村哲也「修文殿御覽」新考(『森鹿二博士頌寿記念史学論文集』一九七

七年)。

(五三) 桓靈之際、闔寺專命于上、布衣橫議于下。干祿者殞貨以奉貴、要名者傾身以事勢。位成乎私門、名定乎橫巷。由是、戶異議、人殊論。論無常檢、事無定價。長愛惡、興朋黨。(『意林』卷五典論)。

(五四) 宮崎市定「九品官人法の研究——科選前史」(東洋史研究会、一九五六年)。なお、宮崎の九品官人法の貴族的運用の中から貴族制が形成されるとする説に対する批判として、渡邊義浩「西晉における五等爵制と貴族制の成立」(『史学雑誌』一一六一三、二〇〇七年)を参照。

(五四) 九品中正制度および六朝貴族制の研究動向については、川合安「九品官人法創設の背景について」(『古代文化』四七一六、一九九五年)、『六朝貴族制』の学説史的研究(『科研費報告書』二二〇〇八年)を参照。

(五五) 王粲長於辭賦。徐幹時有齊氣、然粲之匹也。如粲之初征、登樓、槐賦、征思、幹之玄猿、漏卮、圓扇橘賦、雖張(衡)・蔡(邕)不過也。然於他文、未能稱是。(陳)琳・(阮)瑀之章表書記、今之雋也。應場而不壯、劉楨壯而不密。

孔融體氣高妙、有過人者。然不能持論、理不勝詞。以至平雜以嘲戲。及其所善、楊(雄)・班(固)傳也。(『文選』卷五十二魏文帝典論論文)。

(五六) 典論曰、汝南許劭、與族兄靖、俱避地江東、保吳郡。爭論於太守許貢座、至於手足相及。(『太平御覽』卷四百九十六人事部鬪爭)。

(五七) このほか、『舊唐書』卷四十六 經籍志上には、「海內士品錄二卷。魏文帝撰」、『舊唐書』卷四十七 經籍志下には、「士操卷。魏文帝撰」、『新唐書』卷五十九 藝文志には、「魏文帝。士操一卷」、「通志」卷六十五 藝文略 史類第五には、「海內士品錄三卷。魏文帝撰」と著録されている。

(五八) 海內士品曰、徐孺子嘗事江夏黃公。公死往會墓家。貧無以自致資。磨鏡具自隨賃取資然後得前既至祭而退。(『太平御覽』卷七百十七 服用部十九鏡)。

(五九) 徐稚と郭泰の人物評価については、大室幹雄「桃源の夢想——古代中国の反劇場都市」(『三省堂』、一九八四年)を参照。

(六〇) 胡沖吳晉曰、帝以素書所著典論及詩賦餉孫權、又以紙寫一通與張昭(『三國志』卷二文帝紀注)。

(六) 既總庶政、兼覽儒林。躬著雅・頌、被之瑟琴（『藝文類聚』卷十三 帝王部）。

(六) (太和四年春二月) 戊子、詔太傅・三公、以文帝典論刻石、立于廟門之外（『三國志』卷三 明帝紀）。

(六) 『三國志』卷四 齊王芳紀の注に「臣松之、昔征西に從ひ、洛陽に至り、舊物を歴觀するに、典論の石太學に在る者尚ほ存するを見る。而るに廟門の外に之無し」（臣松之、昔從征西、至洛陽、歴觀舊物、見典論石在太學者尚存。而廟門外無之」とあり、裴松之は典論の石刻が太學に残つてゐるのを実見している。

(四) 三體石經については、趙立偉『魏三體石經』（社会科学文献出版社、一九〇〇七年）を参照。

(五) 竊見、所作典論及諸賦頌、逸句爛然、沈思泉涌、華藻雲浮、聽之忘味（『藝文類聚』卷十六 儲宮部）。

(六) 著典憲之高論、作敍權之麗詩、越文章之常檢、揚不學之妙辭（『藝文類聚』卷十六 儲宮部）。

(六) 太宗の子高宗は、科挙の現実を憂え、試験科目を変更する永隆二（六八一）年の詔に、「學は立身の本、文は經國の資なり、豈に假るに虛名を以てす可けんや（學者立身之本、文者經國之資、豈可假以虛名）」（『冊府元龜』卷六百三十九 貢舉部）と述べている。これを高木重俊『唐代科挙の文学世界』研文出版、二〇〇九年）は、曹丕の主張が唐代の人材選抜にも連なつてゐる、と理解している。